

令和8年3月定例会月議会提出条例のあらまし

● 議案第31号 大東市火災共済条例の一部を改正する条例

・(1) 火災等の共済見舞金の支給額を変更します。

全焼・全壊 1,200,000円 → 1,500,000円

半焼・半壊 600,000円 → 1,000,000円

部分焼・部分壊又は消火活動に伴う水・破損 250,000円 → 500,000円

その他 30,000円 → 40,000円

死亡弔慰金 600,000円 → 700,000円

(2) 2口まで加入できる要件を拡大します。

(3) この条例は、令和9年4月1日から施行します。

● 議案第32号 大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 市長の附属機関として、大東市災害弔慰金等支給審査会を設置します。

(2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第33号 大東市行政手続条例の一部を改正する条例

・(1) 聴聞等の通知における公示送達について、インターネットの利用により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことができるようにします。

(2) この条例は、令和8年5月21日から施行します。

● 議案第34号 大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 粗大ごみの処理手数料に係る納付方法に、クレジットカードを使用する方法及び第三者型前払式支払手段による取引等による方法を加えます。

(2) 事業系一般廃棄物に係るごみの処理手数料の額を引き上げます。

(3) この条例は、令和8年6月1日等から施行します。

- 議案第 35 号 大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。
 - (2) この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行します。

- 議案第 36 号 大東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
 - ・(1) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めます。
 - (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

- 議案第 37 号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 大東市児童福祉施設等設置審議会及び大東市児童福祉審議会の担任する事務を大東市子ども・子育て会議に集約します。
 - (2) 大東市児童福祉施設等設置審議会及び大東市児童福祉審議会を廃止します。
 - (3) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第 38 号 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 市立保育所及び市立認定こども園で特定乳児等通園支援を実施する場合における利用者が負担する費用の額を定めます。
 - (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

- 議案第 39 号 大東市介護保険条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 令和 8 年度に限り、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けます。
 - (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

● 議案第40号 大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- ・(1) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正により、国民健康保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額が追加されること等に伴い、条文中の文言を整理します。
- (2) 傷病手当金の支給についての規定が失効したことに伴い、当該規定を削除します。
- (3) この条例は、令和8年4月1日等から施行します。

● 議案第41号 大東市企業立地促進条例の一部を改正する条例

- ・(1) 本市内に事業所を有しない事業者が市内で企業を立地することに伴い、新たに設備を取得した場合における奨励措置を追加します。
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

● 議案第44号 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- ・(1) 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額（(2)において「補償基礎額」という。）を引き上げます。
- (2) 扶養親族のある非常勤消防団員等の補償基礎額に係る加算額を改めます。
- (3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。